

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第53号（6. 2. 9） 市民参加による環境アセスメント実施を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル（神戸市環境局）には、環境アセスメントにおける市民の参加がうたわれている。環境アセスメントの各段階において、市民が参加しやすい、市民の意見が反映されやすい環境アセスメントにすること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市灘区 「王子公園・市民ミーティング」実行委員会 代表 小林 るみ子</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>

2024年2月9日

神戸市会議長 様

【陳情者】

神戸市灘区

「王子公園・市民ミーティング」実行委員会

代 表 小林 るみ

市民参加による環境アセスメント実施を求める陳情

【陳情趣旨】

2021年末、王子公園再整備計画素案が出された後、私たちは、当計画を、国の法律『都市公園法』の理念に基づく“再整備”と位置づけ、多額の税金を使うことなく、現エリアを縮小させず、地理的・文化的・歴史的特色を損なわず、次世代に引き継ぐことを前提に、市民参加のもとでの「(仮)王子公園のあり方検討会」の設置を求める等、“王子公園の未来はみんなで決める”を基本姿勢とし、計画の見直しを求め続けてきました。しかし、神戸市は、「はじめに大学誘致ありき」という既定路線を変えることなく、不十分な情報公開のもと、市民不在の不透明な政策プロセスで手続きを進めてきました。

王子公園は、みんなの公園です。公園としての機能は、平時には、休養や散策、スポーツ等の健康・レクリエーションの場として、災害時には、避難地、延焼の防止、防災拠点の場になります。そして、何よりも日常生活の中で、緑や花と触れ合うことで、心の安らぎや憩いの場にもなる以上、公園は、市民にとって、欠かすことのできない場と言えます。しかし、市民は、“緑の保全”をはじめ、大気汚染、地盤、電波障害、植物・動物、騒音、景観・日影・風害・光害、学校・介護施設、交通混雑・安全、自然とのふれあい活動、温室効果ガス等々、周辺環境への影響の大きさを危惧しています。

この間、再三、神戸市に、環境アセスメント実施を求めさせていただいてきましたが、神戸市は、『神戸市環境影響評価用に関する条例』第2条及び同条例施行規則により、「レクリエーション施設の建設」として、「都市公園の新設」を環境影響の対象事業としており、王子公園の再整備は、「都市公園の新設」に該当しないことから、環境アセスメントの対象事業には該当しない」としています。

以下、~~2~~項目について陳情します。

2

【陳情項目】

(1) 1997年の『環境影響評価法(アセス法)』の制定以降、環境アセスメントのあり方も大きく変わってきています。市民の”困りごと”を払拭するためにも“SDGs 貢献都市”神戸市として、王子公園における環境アセスメントに自主的に取り組まれない。

また、『神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル(神戸市環境局)』には、環境アセスメントにおける市民の参加が謳われています。環境アセスメントの各段階において、市民が参加しやすい、市民の意見が反映されやすい環境アセスメントにされたい。

(2) 環境影響評価項目の一つ、“緑の保全”について『毎木調査図』をもとに、王子公園内の現在の樹木数(樹種名・樹高・幹周)を明らかにされたい。また、王子公園再整備計画のもとで伐採される樹木数(樹種名・樹高・幹周)を早急に明らかにされたい。

福祉環境委員会所管分は  
陳情第53号

都市交通委員会所管分は  
陳情第54号

建設防災委員会所管分は  
陳情第55号